

企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」

企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（最終改正 2024 年 9 月 13 日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

改正後	改正前
企業会計基準適用指針第 30 号 収益認識に関する会計基準の適用指針 2018 年（平成 30 年）3 月 30 日 改正 2020 年 3 月 31 日 改正 2021 年 3 月 26 日 改正 2024 年 9 月 13 日 <u>最終改正 2026 年 10 月 16 日</u> 企業会計基準委員会	企業会計基準適用指針第 30 号 収益認識に関する会計基準の適用指針 2018 年（平成 30 年）3 月 30 日 改正 2020 年 3 月 31 日 改正 2021 年 3 月 26 日 <u>最終改正 2024 年 9 月 13 日</u> 企業会計基準委員会 <u>本適用指針は、2025 年 10 月 16 日までに公表された次の修正が反映されている。</u> ・ <u>企業会計基準第 37 号「期中財務諸表に関する会計基準」</u> <u>（2025 年 10 月 16 日公表）</u>
適用指針 IV. 開 示	適用指針 IV. 開 示

改正後	改正前
2. 注記事項 (3) 契約資産及び契約負債の残高の重要な変動 106-8. 会計基準第 80-20 項(3)では、当期中の契約資産及び契約負債の残高の重要な変動について注記することとしている。契約資産及び契約負債の残高の変動の例として、次のものが挙げられる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 契約資産の直接減額</u> なお、当期中の契約資産及び契約負債の残高の重要な変動を注記するにあたり、必ずしも定量的情報を含める必要はない。	2. 注記事項 (3) 契約資産及び契約負債の残高の重要な変動 106-8. 会計基準第 80-20 項(3)では、当期中の契約資産及び契約負債の残高の重要な変動について注記することとしている。契約資産及び契約負債の残高の変動の例として、次のものが挙げられる。 (1)～(4) (略) (新 設) なお、当期中の契約資産及び契約負債の残高の重要な変動を注記するにあたり、必ずしも定量的情報を含める必要はない。
V. 適用時期等 107-3. <u>2026 年改正の本適用指針（以下「2026 年改正適用指針」という。）の適用時期は、2026 年 10 月改正の企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）の適用時期と同様とする。</u>	V. 適用時期等 (新 設)
VI. 議 決 108-5. <u>2026 年改正適用指針は、第 585 回企業会計基準委員会に出席した委員 12 名全員の賛成により承認された。</u>	VI. 議 決 (新 設)
結論の背景 経 緯 109-5. <u>2026 年改正適用指針では、2026 年 10 月の金融商品会計基準</u>	結論の背景 経 緯 (新 設)

改正後	改正前
<u>の改正に伴い、契約資産の開示に関する改正を行った。</u>	
Ⅱ. 開 示 1. 注記事項 （２）契約資産及び契約負債の残高の重要な変動 192. （略） また、IFRS 第 15 号においては、契約資産の変動の例として、契約資産の減損が挙げられている。この点に関して、<u>2020 年改正会計基準公表時点において、契約資産について認識する減損については、IFRS 第 9 号「金融商品」における金融資産の減損に関する定めと、我が国における貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額に関する定めが異なっていた。</u>2020 年改正会計基準公表時点では、金融商品会計基準の見直しを行っているところであ<u>ったため、契約資産の変動の例として契約資産の減損を示すか否かについては金融商品会計基準の見直しと合わせて検討することとし、2020 年改正適用指針においては示さないこととした。</u> <u>2026 年 10 月に金融商品会計基準の改正を行い、予想信用損失モデルを採用し、さらに貸倒引当金繰入額及び直接減額の金額の表示を企業会計基準適用指針第 36 号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針」において定めた。</u><u>このため、2020 年改正時における状況が解消されたとして、改めて IFRS 第 15 号における契約資産の変動の例である契約資産の減損を本適用指針に取り入れるか検討を行った。検討の結果、</u>	Ⅱ. 開 示 1. 注記事項 （２）契約資産及び契約負債の残高の重要な変動 192. （略） また、IFRS 第 15 号においては、契約資産の変動の例として、契約資産の減損が挙げられている。この点に関して、契約資産について認識する減損については、IFRS 第 9 号「金融商品」における金融資産の減損に関する定めと、我が国における貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額に関する定めが異なっている。2020 年改正会計基準公表時点では、<u>企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）の見直しを行っているところであるため、契約資産の変動の例として契約資産の減損を示すか否かについては金融商品会計基準の見直しと合わせて検討することとし、本適用指針においては示さないこととした。</u>

改正後	改正前
<u>契約資産の直接減額による残高の変動が、契約資産の残高の重要な変動を構成する場合もあると考えられるため、契約資産の直接減額を契約資産の変動の例示に含めることとした（本適用指針第 106-8 項(5) 参照）。</u> （略）	（略）
<u>Ⅲ. 適用時期等</u> 194. <u>2026 年の本適用指針の改正は、2026 年 10 月の金融商品会計基準の改正に伴うものであるため、2026 年改正適用指針の適用時期は 2026 年 10 月改正の金融商品会計基準の適用時期と同様とした（本適用指針第 107-3 項参照）。</u>	（新 設）

以 上